

利益相反委員会規程

平成 27 年 2 月 20 日制定

平成 27 年 5 月 15 日改訂

(設置)

第 1 条 日本体力医学会（以下「本学会」）に利益相反委員会（以下「委員会」）を置く。委員会は、本学会利益相反に関する運用指針が定めたマネジメント・ポリシー（以下「ポリシー」）に基づき、本学会における利益相反に関する事項を審議する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反ポリシーの改廃に関する事項
- (2) 利益相反マネジメントに関する事項
- (3) 利益相反の審査に関する事項
- (4) その他、利益相反に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、理事会が承認する委員をもって構成する。

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、理事会で選任する。
- (2) 副委員長は、委員長が推薦し、理事会で選任する。
- (3) 委員長は、会務を統括し、副委員長は、委員長を補佐する。
- (4) 委員長が事故等によりその職務を果たせぬ場合は、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(開催)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
- (2) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 委員長は、審議する議案に関し、委員を招集して委員会を開催することが困難と判断した場合は、持ち回り委員会を開催することができる。

(小委員会)

第 7 条 委員会に必要な応じ、利益相反小委員会（以下「小委員会」）を設置することができる。

- (1) 小委員会の委員は、学会員及び非会員の専門家の中から利益相反委員長が推薦し、理事長が委嘱する。
- (2) 小委員会は、当該施設の利益相反に関する事項を判断するために、理事長の付託を受け、委員会に代わって第 2 条の業務を果たすべきものとする。
- (3) 小委員会は、審査終了後すみやかに、審議の結果を理事長及び委員会に報告する。

(4) 理事長及び委員会は、小委員会の審査結果に疑義があるときは、小委員会に再審議、調査等を求め、また、自ら審議、調査等を行うことができる。

(機密の保持)

第8条 この規程に掲げる委員会・小委員会に関与する者は、職務上知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(委員会の事務)

第9条 この規程に関する事務は、本学会事務局の所管とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会で発議し、本学会理事会の議を経て理事会において決定する。

付則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。